

狛江市長

松原俊雄様

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会答申

狛江市長より諮問のあった令和3年6月28日付け狛企政発第000238号「市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項」及び令和4年4月27日付け狛企政発第000018号「市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施に関する事項」について、当審議会において検討を重ねた結果、別紙のとおり答申としてまとめましたので、報告いたします。

令和4年10月3日

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会委員

会長	奥村隆一
副会長	関谷昇
委員	西智子
委員	深谷慎子
委員	岡本千栄子
委員	麻宮百
委員	石田琢智
委員	伊東達夫
委員	伊藤秀親
委員	小林未結希
委員	大門孝行
委員	馬場正彦
委員	箕輪明久
委員	若山拓也
委員	遠藤貴美子

市民参加と市民協働の今後の推進・改善に関する事項について（答申）

狛江市市民参加と市民協働に関する審議会は、市長より諮問を受けた市民参加と市民協働の推進の検討と改善に関する事項について、狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価とあわせて審議を行い、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「条例」という。）及び条例に基づく各種制度等の検証を踏まえた改善の方向性を以下のとおりまとめた。

今後、少子高齢化、人口減少が更に進行し、社会状況が変化していく中で、様々な主体がまちづくりに関わり、連携して取り組むことが求められてくるため、市においては、これまでの枠組みに捉われずに市民参加と市民協働によるまちづくりを更に推進することを願い、以下の提言をもって、当審議会の答申とする。

●条例等の改善の方向性●

■総則

○定義の整理

第2条、「市民協働」の定義について、市民協働の相手方は、市と「団体」としているが、現在でも個人、企業等他の主体とも協働しており、今後はさらに様々な主体との連携が必要となることもあり、協働主体の範囲を広げていただきたい。

また、「行政活動等」に共同して取り組むこととしており、団体が主体となって関わるものについては、その活動の範囲が行政活動を超えるような活動も対象となることもあるため「等」としているものの、市と団体が行うものに限定している。

しかしながら、狛江市総合基本計画では、第4次基本構想の将来都市像として「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」としている。ここでいう「ともに創る」には、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められている。

また、第4章市民協働・第25条（活動場所の提供）や第26条（情報環境の整備）では、団体間の交流等の場や団体相互の連絡体制を整備する等、団体間の連携についてもその趣旨に含まれているところである。

これらを踏まえると、地域課題の解決等まちづくりに取り組む市民や団体の活動について、市との関係に限らず、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むことも市民協働の定義に含めていただきたい。

なお、上記に伴い、条例前文についても整理が必要と考える。

○市民参加の権利

第4条の市民参加の権利について、権利は普遍的なものであり、「それぞれの立場において」という規定は、「それぞれの立場」での限定的な参加しかできない、という誤解を招くおそれもあることから、全ての市民が参加する権利があるという表現が望ましい。

■市民参加の手続き

市民参加の方法として、審議会等（第9条 - 第12条）、パブリックコメント（第13条 - 第15条）、公聴会（第16条 - 第19条）に加え、その他の市民参加の手続き（第20条・第21条）があるが、現状では、審議会等を設置の上、パブリックコメントと説明会をあわせて実施しているケースが多い。

これまでの市民参加は、積極的に参加しようとする方やある程度の情報や理解等を持った方が参加されていることが多いが、市民の積極性に頼るだけでなく、市からも積極的な情報発信や働きかけをすることにより、幅広い層が市民参加できる仕組みを作りたい。

○審議会等

審議会等の市民委員は、市民委員の固定化の解消や幅広い世代の参加が課題であったが、平成26年度より実施している無作為抽出による公募市民委員の募集により、これまで市政に参加する機会の少なかった市民の参加につながっており、一定の効果があるものと思われる。

しかしながら、無作為抽出による公募市民委員を募集する委員数に限りがあるため、応募者の全てを市民委員として委嘱することができないところである。そのため、市からの呼びかけに対し応募した市政に関心のある市民の参加につなげるための、公募市民委員の登録制度等も検討していただきたい。

○パブリックコメント

パブリックコメントは、主に素案がまとまった段階で実施しているが、意見の提出者数が少ない案件が多く、市民の意見を反映させる手続きとして形骸化している面もある。

パブリックコメントを実施しても、そのこと自体を知らないことや、計画素案等に記載されている内容が難しく、理解するのに相応の労力を要することから、敬遠してしまうことが想定されるため、パブリックコメントを実施する際には、その問いかけ方を検討していただきたい。

○その他の市民参加の手続き

市民意見の聴取方法の一つである、アンケートは受動的な参加であることから条例に定める市民参加の手続きとして規定していないが、計画等の策定においてはアンケートを実施し、その結果も参考に審議会等で検討されることが大半であり、市民の意見聴取の手段としては大きな役割を果たしている。

パブリックコメントを実施する計画素案等の公表段階では、一定の考え方がまとまっている状況であるため、その検討過程においても様々な段階で広く市民に情報を提供したうえで、意見を聴取する仕組みを検討していただきたい。

参加率の低い若年世代が参加しやすい環境づくりの一つとして、LINE等によるアンケートやSNSによる情報発信、意見募集を実施するなど市民参加の敷居を低くしていくことにより、課題でもある幅広い年齢層が市民参加しやすい仕組みづくりにつなげていただきたい。

○積極的な情報発信

市民参加を実効あるものとするため、積極的な情報発信や市民が参加するための様々な機会を設ける等の環境整備をすることを市の責務（第3条）としており、公表の方法（第8条）についても規定しているが、SNSなどのツールを活用するなど多様な形態での積極的な情報発信を行っていただきたい。

■市民協働

市民公益活動を行う団体に対する財政的支援（第24条）や共催・後援等の市民協働については、一定の実績が見られる一方で、財政的支援の一つである市民公益活動事業補助金と行政活動への参入の機会の提供（第27条）として実施している市民協働事業は、定義の整理を踏まえ、地域におけるまちづくり活動を応援し、団体の自立や成長につなげることができる制度として検討していただきたい。

○市民公益活動事業補助金

第24条に規定する財政的支援の一つである市民公益活動事業補助金は、一定数の申請があるものの、制度創設時に想定していた「先駆的な活動」「特色ある活動」等を行う活動に該当するものが少なくなっている状況にあり、地域の課題解決等を行う団体の成長及び発展を図ることができる有益な支援制度となるよう検討していただきたい。

○市民提案型市民協働事業・行政提案型市民協働事業

第 27 条第 2 項及び条例施行規則第 16 条に基づき、市民提案型市民協働事業及び行政提案型市民協働事業を実施しているが、市民提案型は提案件数が少なく、行政提案型は市から事業を提案しても応募が少ない状況にある。

市民提案型については、行政に対する提案ということでハードルが高く感じられていることなども要因の一つであると思われる。実際に地域で行われている市民活動は、行政活動を目的として始めるものではなく、地域課題の解決のために始めるものである。結果として行政活動と繋がるものもあるが、そうでなくてもそういった市民の活動を市が応援していくことは、市民が活躍するまちづくりにつながるものであるため、より利用しやすい制度となるよう検討していただきたい。

単年度事業であり事業の効果が見えづらいところであるため、事業によっては継続的に実施も可能とすることなど、両提案制度を整理していただきたい。

○登録制度

第 28 条及び第 29 条で行政サービスへの参入機会を得ようとする市民公益活動を行う団体の登録制度を設けているが、一部の制度を利用するための要件となっているが登録制度の役割が限定的となっている。市民活動支援センターにおいて、センター利用に当たっての登録制度を設けており、登録することにより、団体自身はその取組を情報発信等もすることができ、多くの団体が活用していることから、登録制度を整理していただきたい。

■市民活動への支援（市民活動支援センター）

条例における「市民参加」の定義は「行政活動への参加」としているが、行政活動に限らず、地域のまちづくり活動への参加という広義での市民参加についても市として応援し、その環境を整えていくことが、市民が活躍するまちづくりにつながるものである。

そのためには市民活動支援センターの役割がとて大きいものであるが、センター開設から 6 年を経過したものの、市民からの認知度が低い状況にある。市民活動の拠点として周知に努めるとともにセンター機能の充実を図り、新たな担い手の掘起こしやマッチング、各主体間の連携等を推進することにより、地域における多様な分野での市民団体の成長や市民活動の発展につなげていただきたい。

●おわりに●

社会状況の変化により、市民ニーズや地域の課題は多様化・複雑化していくことが見込まれる中、行政が担ってきたサービスを今後も同じように自ら行っていくのではなく、地域における多様な主体と協働し、それぞれの主体が組織の枠を超えて、地域の課題解決等の担い手として関わっていくことが必要である。そのためには、市を含めた様々な主体が一緒になってそれぞれの役割を考え、取り組んでいくことがこれからの時代に求められてくる。

市の総合基本計画では、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという思いが込められている。市民が自分たちのまちや地域の課題に対して、関心を持ち、取り組むことなど、自らまちづくりに関わることで地域への愛着も深まるものであり、このような活動が広がることにより、市民が主体のまちづくりにつながっていくものである。市民活動の色々な可能性を活かしていくためにも、これまでの取組の枠組みを超え、また、様々な主体をネットワーク化した上で、それぞれの役割や強みを活かしながら、多様化する市民ニーズへの対応や地域課題の解決に必要な取組を進められるよう、公共私相互に連携・協働するプラットフォームを構築していく役割を市が担っていくことも視野に入れていただき、更に市民参加と市民協働によるまちづくりを推進していただきたいことを申し添える。